

「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案」についてのパブリックコメント

2023年7月19日

働くもののいのちと健康を守る全国センターアスベスト対策委員会

委員長 長谷川吉則

改正の概要にある

- ・ 石綿等の切断等の作業等（石綿則第6条の2第3項及び第6条の3に規定する作業を除く。）において実施が義務付けられる措置を、石綿等を湿潤な状態のものとすること、「除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置とすること。
- ・ 石綿含有成形品のうち特に石綿用の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する作業及び建築物等において用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業において実施が義務付けられる措置を、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置とすること。

上記それぞれの条文について「除じん性能を有する電動工具を使用すること」を削除すること、すなわち今回の石綿障害予防規則の一部改正を行わないこと。

(理由)

令和5年6月15日厚生労働省労働基準局安全衛生部「建築物の解体。改修等における石綿ばく露防止対策検討会報告書」によれば石綿等の切断等作業等に係る措置の見直しの根拠として文献調査と実証試験結果があげられているが、それぞれについて検討する。

① 文献調査について

イ. 仕上げ塗材の除去作業について

報告書では「当該文献調査では、除塵性能の有無による総繊維数および石綿繊維数の低減効果の比較については確認できたところであるが、石綿等を湿潤化した場合との比較までは確認できなかった」と述べられているように、仕上げ塗材の除去作業においては、「除塵性能を有する電動工具の使用」は湿潤化と同等の低減効果があるかどうかは不明である。

ロ. 研磨・切断作業等における除塵装置を有する電動工具の有効性に関する文献調査について

11文献について調査が行われているが、報告書では「石綿を取り扱う作業を対象とした文献は確認することができなかった」と、述べられており、除じん性能を有する電動工具の使用についての石綿繊維数の低減効果についてはエビデンスがないのである。従って報告書は「石綿含有物の加工作業時であっても、除じん性能を有する工具は有効であるもの

と推定される」と述べているが、これについては根拠がないと言わざるを得ない。

② 実証実験について

・実験は3種の試料1つについて工具2種類をそれぞれ使用して、除じん性能あり、除じん性能なし、湿潤化の3つの場合について各1回、石綿繊維濃度を測定しているが、少数例の実験であり統計学的にももの言えるデータではない。統計学的に検討可能な例数に増やして実験を行うべきである。

・石綿繊維数の計数については位相差・分散顕微鏡法により行われたが、同法は石綿繊維数を過小評価すると言われており問題である。

・湿潤化については「噴霧器を用い、材料の両面を30秒ずつ噴霧を実施し、切断作業中の噴霧は行っていない」としているが、石綿障害予防規則解釈例規によれば、「第2号に規定する「常時湿潤な状態に保つ」とは、除去作業を行う前に表面に対する散水等により湿潤な状態にするだけでは切断等に伴う石綿等の粉じんの発散抑制措置としては十分ではないことから、切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行う」とされており、今回の実験条件は法令に規定する湿潤化の条件ではない。「常時湿潤化」の条件を満たして実験を行えば、本実験のデータより少ない石綿繊維濃度を示した可能性があり、除塵性能を有する電動工具の使用が「湿潤化に比し優位、ないし非劣性」とは言えない。したがって、本実験の結果をもってただちに「石綿等の切断等の作業等（石綿則第6条の2に規定する作業及び第6条の3に規定する作業を除く。）における粉じん発散防止措置については「湿潤化」に限定せず湿潤化、防塵性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行う事を義務付ける」とするのは根拠に乏しく、問題である。

（結論）

今回の石綿等の切断等作業等へ係わる措置の改正は行わず、あらためて科学的検討に耐える実験を行う等により、改正については時間をかけて検討されたい。